

太子町自治振興費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、自主的で健全な町会及び自治会（以下「町会等」という。）の活動を促進し、町民と町の協働による住みよい豊かな地域社会の形成を図るため、町会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、太子町補助金交付規則（平成19年太子町規則第26号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において町会等とは、町字、道路又は水路等で概ね画された一団の区域を有し、構成世帯数が原則20世帯以上の住民自治組織で町長が認めたものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条の2 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる事業に要する経費とする。ただし、他の補助制度による補助金等の交付を受けるもの、政治活動若しくは宗教活動に当たるもの又は営利を目的とするものについては、この限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、4月1日現在、町会等に参加している世帯数を基準として次の各号により算定した額の合計とする。

(1) 均等割 一町会等当たり50,000円

(2) 世帯数割 一世帯当たり2,250円

(3) 自治会活動補助 一活動当たり6,000円。ただし、5活動の30,000円を上限とする。

(4) 新規加入世帯補助 一世帯当たり5,000円。ただし、再加入世帯は退会後2年を経過していなければならない。

(交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請書は、太子町自治振興費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 町会等の世帯数が確認できる書類

(2) 当該年度の活動予定表

(3) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請書は、4月30日までに提出しなければならない。

(決定通知書)

第5条 補助金の交付決定の通知書は、太子町自治振興費補助金交付決定通知書(様式第2号)とする。

(実績報告書)

第6条 補助金の実績の報告書は、太子町自治振興費補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)(様式第3号)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 町会等の会計収支が確認できる書類

(2) 町会等の活動報告書

(3) 新規加入世帯一覧表

(4) その他町長が必要と認める書類

2 実績報告書は、翌年の4月30日までに提出しなければならない。

(額の確定等)

第7条 補助金の額の確定通知書は、太子町自治振興費補助金確定通知書(様式第4号)とする。

2 確定した補助金の額と交付決定の額が同じ場合は、通知を省略することができる。

(交付請求書)

第8条 補助金の交付請求書は、太子町自治振興費補助金交付請求書(様式第5号)とする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の返還通知書は、太子町自治振興費補助金返還通知書(様式第6号)とする。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 町会等で10世帯未満にあっては、第4条第1号に定める均等割については、20,000円と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 町会等で20世帯未満にあっては、第4条第1号に定める均等割については、50,000円と読み替えるものとする。

3 町会等で300世帯を超えるものにあっては、第4条第1号に定める均等割については、200,000円と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 町会等で20世帯未満にあっては、第3条第1号に定める均等割については、35,000円と読み替えるものとする。

3 町会等で300世帯を超えるものであっては、第3条第1号に定める均等割については、140,000円と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条の2関係）

事業区分	主な内容	具体的な内容
組織運営事業	町会等の運営又は活動強化のための会議、研究会、懇談会等の開催	・町会等の総会、役員会及び懇談会等
環境・美化事業	住みよいまちづくりのための環境美化活動等の実施	・清掃等環境美化活動、植樹及び花いっぱい運動等
防犯・防災事業	町会等が行う防災、防火、防犯及び交通安全等のための活動の実施	・自主防災及び交通安全施設設備等の整備、維持及び管理等 ・防災及び防火の訓練等
集会所維持管理事業	町会等が所有する集会所の維持管理の実施	・高熱水費等
団体助成事業	町会等における各種団体に対する助成の実施	・子供会、壮青年団、婦人会及び老人会等
コミュニティ事業	地域住民が参加できるイベント、行事等の開催	・盆踊り大会、敬老会等の事業等
その他町長が自治振興に必要と認めた事業		